

○ 職場で新型コロナウイルスに感染した方へ

業務によって感染した場合、
労災保険給付の対象となります。

広島労働局 労働基準部 労災補償課 (Tel.082-221-9245)

対象となるのは？

- 感染経路が業務によることが明らかな場合
- 感染経路が不明の場合でも、感染リスクが高い業務*に従事し、それにより感染した蓋然性が強い場合
 - ※ (例1) 複数の感染者が確認された労働環境下での業務
 - ※ (例2) 顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下の業務
- 医師・看護師や介護の業務に従事される方々については、業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として対象となります

お心当たりのある方は、[広島労働局労働基準部労災補償課 \(Tel.082-221-9245\)](tel:082-221-9245) 又は最寄りの[労働基準監督署](#)にご遠慮なくご相談ください。

令和3年度労働保険年度更新の手続きは、

6 / 1 ~ 7 / 12 までをお願いします。

広島労働局 総務部 労働保険徴収課 (Tel.082-221-9246)

○ 労働保険料の延納(分割納付)の納期限は次のとおりです。

| | | 3回分割 | | |
|-----|----------|---------|--------|---------|
| | | 第1期(初期) | 第2期 | 第3期 |
| 納期限 | 個別事業 | 7月12日 | 11月1日 | 翌年1月31日 |
| | 労働保険事務組合 | | 11月15日 | 翌年2月14日 |

※個別事業の3回分割については、要件があります。

- 年度更新申告書は5月31日までに送付する予定です。
- 年度更新申告書の記入方法等はコールセンター【フリーダイヤル：0800-555-6780】のお問い合わせが便利です。
- 対面接触回避等の感染防止のためにも**電子申請による年度更新手続き**を活用下さい。(※手続きにはあらかじめ**電子証明書又は無料のGビズIDやマイナンバーカード**をご利用ください)
- 令和3年度の労災保険率、雇用保険料率は令和2年度と変更ありません。

お問い合わせ先：[広島労働局総務部労働保険徴収課 \(Tel.082-221-9246\)](tel:082-221-9246) 又は、最寄りの[労働基準監督署](#)へ